

事務連絡
令和2年5月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する
救急医療の実施についての報告依頼

平素より、救急医療提供という重責を担われている救急医療関係者に対し、心から敬意を表します。

先般、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者の受入れに関して検討及び調整いただきたい点などについてお示ししたところです。これらを踏まえ、下記の通り、新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施についての検討状況をご報告いただくようお願いいたします。

記

1 報告事項

- ① 都道府県調整本部の体制等について
 - ・ 都道府県調整本部の設置状況
 - ・ 都道府県調整本部へのDMATの参画、常駐について
 - ・ 都道府県調整本部の職員及び患者搬送コーディネーターの担当者数及び設置状況
- ② 新型コロナ疑い救急患者をまず受け入れる医療機関の検討状況

- ③ 基礎疾患等のある新型コロナ疑い救急患者の受入れ体制の検討状況
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある新型コロナ疑い救急患者を受入れる医療機関の検討状況
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている新型コロナ疑い救急患者を受入れる医療機関の検討状況
 - ・透析患者の新型コロナ疑い救急患者を受入れる医療機関の検討状況
 - ・小児の新型コロナ疑い救急患者を受入れる医療機関の検討状況
 - ・妊産婦の新型コロナ疑い救急患者を受入れる医療機関の検討状況

- ④ 新型コロナ疑い救急患者の受入れ先の調整方法の検討状況
 - ・新型コロナ疑い救急患者の受入れ先の調整方法
 - ・新型コロナ疑い救急患者について、消防機関等が医療機関に連絡・調整を行ったが搬送先が決まらない場合の調整方法

- ⑤ その他
 - ・救急医療機関の救急患者の受入れ状況の把握の有無
 - ・救急患者等を受入れる医療機関に対する個人防護具（PPE）の優先的な配布の検討状況

※ 詳細は報告様式に従って御報告ください。

2 報告方法

別添の Excel ファイルの報告様式に従って御記入の上、御提出ください。

3 報告時期

5月22日（金）15時までに報告

4 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。
- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。
- 報告された内容を元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省で公表することが考えられること（医療機関名等の個別の情報は除く。）。